



●発行：宗教者9条の会・大分 ●〒879-5102 由布市湯布院町川上 3561 見成寺 TEL 0977-84-2257 FAX 0977-84-5203

『今を語ろう』連続講座一

多数決という名の暴力

日野詢城 9月6日

を簡潔にまとめたレポート（注）
ASAHI ネット掲載 <http://asahi-net.jp/> が目にとまりましたので、プリントアウトしてお手元にお配りしています。

資料の、一番最後のところに、ケルゼンによれば、「民主主義Ⅱ多数決」ではなく、「民主主義Ⅱ相對主義的世界觀に基づく議論の結果による妥協の結果」ということになる。

と、民主主義の基本とも呼べる定義が示されています。民主主義の手法についてあまり考えたことのない私たちの国では、多くのひとが、民主主義とはイコール多数決であって、現状としては多数決で決まったことに對して遵守、絶対的に守る義務があると理解しています。

実はそうではない、とケルゼンは断言しています。民主主義はあくまで相対的な価値觀に基づく妥協の産物であって、多数決はその手法であり、かつ結果に過ぎないものだということです。もうすこしケルゼンの論旨を追いますと

『今を語ろう』の第一回目は「多数決という名の暴力」という題で問題提起として30分ばかりのお時間をいただきます。次回には誰かに原理主義についてお話しして頂く予定ですが、ちょっとメモを取り忘れていて詳細は思い出しません。いずれにしても一緒に考えようじゃないかと呼びかけをしながら、お集まり頂いた皆さんと、座談会ふうにテーマを掘り下げていこうかと思ひます。

実は今日のテーマを決めた前回の集まりは、参議院選挙前でもあり、教育基本法・憲法が決められたか、詳細な資料を

改正のための国民投票法・防衛庁から防衛省に昇格させるなど、国会の強行採決というものが連発されました。たしか17項目にわたって行われるという異常な国会運営でもありましたので強い危機感を抱いていました。戦後初めての強行採決は、吉田内閣の60年安保の時だったと思ひます。それ以来の数十年分を一边でやるくらいな、まさに多数決という名のもとによる、国会の暴力が行われてきた時でしたのでこの題を選んだわけです。今国会でどういうことが決められたか、詳細な資料を

見つけていたのですが、ここに来る前に大あわてでファイルを探したのですが、資料を見つけていません。

通常、一つの国会で50とか70という議案が提出されます。ほとんどの場合、事前に委員会で審議され、本会議で採決をするという流れになっています。本会議では膨大な資料を読む間もないまま、与党の単独採決というものが多くあります。郵政民営化のときに相当数の自民党議員が党議拘束に違反したということで、処分を受けました。通常は党議拘束という縛りの中で、全党員が提案事項に賛成するという慣習があり、議員はそれに従うという暗黙の制度があります。そういう議会運営自体に問題はないのか。また今回のように全く審議のないままの時間切れ採決といふ暴挙ががまかり通ってしまうことはとても危険な状況だといえます。

愛国主義という卵から 戦争が孵化する モーパッサン

日本国憲法 第9条
日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

資料といえるものではないですが、「ケルゼンの多数決原理」

平等で自由な発言の場としての『討論』の重要性は民主主義において不可欠な要素だが、相対主義的世界観にたてば、少数意見も大事にされる。少数意見というものもその時点では少数意見なのであって、別の時点ではそちらの方が多数意見になるかもしれない。少数意見も多数意見になる可能性を秘めている以上、保護されなくてはならない。逆にいうと、多数意見も絶対的な正しさを持ったものではないということになる。

こういう指摘です。たとえば、今回の選挙では民主党が圧勝した。少なくとも自民党の1党支配、公明党との連立政権から脱却することを国民が選んだ。参議院選挙でのこの結果には僕も吃驚しました。期待はしていましたがこれほどはつきりした結果が導かれたのです。

* 気になる投票率

ただ、まだ安心はできない

と思います。気になるのはいわゆる投票率というものが充分ではないことです。数字でいえば60%にとどかなかつたということ（註）選挙区選58.64%比例選は58.63%（読売新聞社調べ）。100%ということはあり得ませんが、投票率として健全な数字は75%ラインを超えることだと考えます。棄権票の中から、投票しないという意志表示も含めて75%超の数字ができれば健康な投票率だと思います。

今年の春、宗教者9条の会

大分の記念講演会で高橋哲哉さんをお招きしたとき高橋さんから直接伺った情報ですが、講演会の直前まで高橋哲哉さんはフランスに滞在しておられたそうです。そのとき見聞したフランス大統領選挙の印象を幾つかお話になりましたが、僕が何より驚いたのは、大統領選挙の投票率が84%（第1回投票の投票率は83.77%、決選投票は83.97%）あったということです。

次に驚いたのは立候補のあ

り方でした。候補者は、大統領選出馬の意志を正式に表明し、地方議員を含む500名以上の議員推薦を得ることで候補者となる。つまり推薦母体はつきりしていることです。大勢の議員推薦があつてはじめて大統領候補に名乗りあげることができるということ

とは、私たち有権者の立場、選ぶ側の感覚からいえば、その背後にいる500人の推薦母体をも含めて選ぶことにならなければならない、大変おきな意義を持つているものと考えられます。

また決選投票を含め二度にわたつて80%以上の投票率があつたことは国民の政治意識の高さというものを示しています。かつて、日本においても60年代・70年代は国政への国民の関心がとても高かく、投票率もそこその数字であつたかと思えます。80年代になり急速に国民の関心が下落したと記憶しています。（註）

第33回総選挙 1972年
田中角栄 71.76% 第37回総選挙
1983年 中曽根康弘の
ロッキード解散 67.94%。第

41回総選挙 1996年 橋本龍太郎 56.59% ちなみに2005年9月 小泉純一郎の郵政民営化解散 67.51%）。いづれにしても、投票率が低ければ、支配の原理は働きやすくなるわけです。

私たちの国でも「民主主義イコール多数決ではない」ということを信じて活動を続けている政党は幾つかあるわけです。与党か野党ということ言えば万年野党のような存在であっても決して放棄することのない政党があります。投票率で言えば数パーセントの低い数字であっても、ある意味ではマイノリティー、多数決によって排除された少数者の意見を大事にし、それを互いに認めあうことを求め続けた政党もあるわけです。こういうことが民主主義社会を実現するための大事な姿としてあるのだと思えます。

* ワイマール憲法下のドイツ

ドイツ

二つ目の資料は、「人間が人間であるために決してや

り過ぎさないこと」と題された文章で、大谷派の信徒さんむけに出された新聞『同朋新聞』の9月号に掲載されたものです。9条の会のホームページにも載せられていまして、お読み下されば幸いです。《<http://jyo-oia.com/>》が、その中に出てきます和田稠さんの言葉が重くのしかかつてくるわけです。20年ほど前に「今の状況は、ワイマール憲法下のドイツの状況によく似ている」と危惧しておられたわけです。「自由と平等が約束されたはずの憲法下で、ドイツ国民は熱狂的にナチス党（国民社会主義ドイツ労働者党）を支持し、疑う間のないまま恐怖政治の時代を迎えた」というヒトラー政権のことです。歴史が物語るそのことを私たちはどのように捉え、どう向かい合うのかということです。

このことを言われたのは1980年代の終わりのことでした。よくは知りませんが、れども、その時の状況というものを言い表すキーワードは「国民社会主義ドイツ労

働者党」という党名に冠せられた「労働者」という言葉です。決して貴族や時の権力者側が政権を取ったわけではなくて、疲弊した労働党、労働者の側が政権を取った情状下で、また最も民主的といわれていたワイマール憲法の下で、なぜアウシュビッツに代表される悲劇を生み出し、全体主義的な恐怖政治が起こってしまったのか。ということ

です。この歴史を前にして、私たちはどうすればそのような過ちを防いでいくことができるのか。同じ過ちを起こさないためにはどうすればよいのだろうかということ深く考えねばなりません。

35年ぐらいい前、住み込んで働いていたあるお寺の住職が「決まっちゃったことには従う義務がある。それが民主主義だというものだ」と強い語気で私に言いました。その言葉にとっても強い違和感を感じたのですがその時は返す言葉を持ちませんでした。

決まったことに対しては守る義務があるということ。実はこのことは、当たり前前のこ

とのようで、危険な要素をもつていて、国民はいつもそれでやられているのです。

ここでケルゼンのいう「相対主義的世界観」、そういう相対的な世界観というもの形成されることがないと、多数決はただたんになる横暴になり、凶暴になるということ

です。 国會議員が時々「国民に附託された」とか「国民に選ばれた」という言葉を使います。

そういう言葉が使われるとき「だから自分は正統である」という語気が感じられ、他を寄せ付けない何かを感じます。それとは全く異なるやり方で、議員さんの常套手段でもある「禊ぎ」という行為があります。再選という禊ぎ行為を終えたら、その人のやること

の全体を国民は認めた、という解釈が成り立ってしまふというようなことです。多数決という原理は、いまやその内実は、あきらかに民主主義そのものの原理原則を踏みこじめる、多数による暴力ということにすり替わっていると思われまふ。そのことに対し

ての私たちの洞察力と認識が求められているのだと思いまふ。

こういう事態を招くもとは、民主主義という美名に騙されたというか、多数決ということに安易に従ってしまったという私たちの弱点というか、政治意識の錯覚があり、そのことを本気で考えていなかったということがあるのかと思いまふ。

* 戦中戦後に同一人物が

日中戦争時に731部隊という人体実験を行った組織と深い関わりを持った医師らが戦後の医師会の中樞を司っていることや、戦争犯罪者として戦争責任を問われた人が戦後の政治の中樞を担うことなど、どの世界も戦中と戦後は繋がったままであるという事実があります。私たちの宗門、真宗大谷派でいうと、戦争中に最も翼賛的な学者であり説教者であった、暁鳥敏という人が戦後復興期の教団機構のトップの座を占めたことなどに疑問をもてなかつたことが

上げられます。

戦後を支配した影の人物ということ、児玉誉士夫さんと言う人の存在はよく知られていますが、つい先日訃報が報じられた瀬島龍三という人の存在が注意されます。亡くなったということ、報道された彼の経歴をみていくと、政治的に強い影響力をもつフィクサーといわれる存在であったことが紹介されています。

戦後政治の時間軸にあわせてみるとなるほどな、と思うことが沢山あります。彼は戦前の大本営参謀としての経歴を生かし、後の防衛庁長官、中曽根康弘（靖国神社を国営化しないと、次の世代が戦場に行けない。などの発言をし、今日の靖国参拝の流れを作った人）と結びつき、ある商社会社の取締役にならずか三年で駆け上ります。最後は会長になつていきます。靖国が問題となり、国防のあり方が問題となつて一気に武器が近代化された時代です。また、中曽根政権時代の83年の首相電撃訪韓の際には首相の密使も務めたといひます。改めてその辺

をみていくと戦後といわれる時代のかたちが手に取るように見えてきます。

今も政界にはその末裔が政権の座にいます。政界の世襲はその意味でとても怖いなど思いまふ。

戦中戦後、中軸を形成した存在がほとんど手つかずのまま、戦後体制を担っていつている。そういう軸のまま、つまり戦中体制のまま戦後の民主主義が始まり、今にいたつて多数決の名の下に国民不在の国会運営が為されていることに問題の根があるように思いまふ。

以上です。後は自由に談義をすすめます。

ケルゼン Kelsen Hans 1881～1973 オーストリアの公法学者。ナチスの迫害を受けアメリカに亡命。唯名論的に解釈されたカント主義を基礎に、法学上の実体概念・人格概念「法命題」の大系に還元する法理論〈純粋法学〉を提唱。相対主義を基礎とする民主主義論（『社会学事典』弘文堂より）

年会費納入・カンパを
よろしく願います。

宗教者9条の会・大分
事務局

〒879-5102
由布市湯布院町川上 3561
見成寺

TEL 0977-84-2257
FAX 0977-84-5203
年会費 3,000円
郵便振替口座 01720-1-111731

ホームページ開設しました。
<http://j9o-oita.com>

- 世話人 (◎代表者)
- | | |
|-------|---------------|
| 無着成恭 | 曹洞宗 泉福寺 |
| 酒迎天信 | 日本山 妙法寺 |
| ◎日野詢城 | 大谷派 見成寺 |
| 林 正道 | 大谷派 安養寺 |
| 西郡 均 | 本願寺派 誓岸寺 |
| 古谷 聡 | 大谷派 蓮照寺 |
| 佐々木淳二 | 大分メノナイトキリスト教会 |
| 掛橋泰定 | 日蓮宗 妙栄寺 |
| 藤田宏紀 | バプテスト連盟大分教会 |
| 大在 紀 | 本願寺派 長光寺 |

『今を語ろう』連続談義

この学習会は、公開討論会の形を取りますので、多数の参加者を募集し、自由な意見交換を求めます。

第二回 10月18日(木) 2時より

テーマ 「宗教と原理主義」

コメンテーター 永井一匡

第三回 11月22日(木) 2時より

テーマ 「親鸞と平和」

コメンテーター 日野詢城

会場 大分キリスト教会

大分市城崎町2-6-22

電話 097-532-4240



編集後記

■高く澄みわたる秋空がやつと広がりはじめました。娘の通う幼稚園も今日から全面的に冬服になります。10日ほど移行期間を延長したのですが、それでも娘はまだ夏服と麦わら帽が良いなあとはやきながら通園していきました。

■安倍首相の退陣によって、改憲への動きが少し弱まりました。小泉・安倍政権による「戦後レジームからの脱却」等のスローガンに代表される改革路線に国民は少し疲れはじめたのかもしれない。しかし、改憲は自民党にとつての党是であり、次にどんな手を打ってくるのかには十分注意していかなければなりません。

■学者の内田樹さんは9条1項について、次のように述べています。

1項の条文はこうである。
「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」

これは1928年の不戦条約をそのまま引き写したものである。

不戦条約の第一条は「締約国ハ国際紛争解決ノ為戦争ニ訴フルコトヲ非トシ且其ノ相互關係ニ於テ国家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ抛棄スルコトヲ其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ厳粛ニ宣言ス」とある。

アメリカ、イギリス、フランスはじめこれに世界の63カ国が(もちろん大日本帝国も) 調印した。

だが、加盟国はどこもこの不戦条約は「自衛のための交戦権」は制限していないという解釈を採用した。

だから、歴史が教えるところでは、不戦条約の規定を遵守して戦争を断念した国はこれまでに一つも存在しない。

日本自身も、この条約に調印した2年後の満州事変以後、15年にわたって「自衛戦争」を戦い続けた。

(内田樹の研究先室
<http://blog.tatsuru.com/2007/10/>)

自民党の改憲案には、1項の条文は手つかずに残されていることで、多くの国民は、それならばいいと思ってしまつたのではないのでしょうか。内田さんはさらに「不戦条約は今でも国際条約として有効であるから、加盟国がこれまで行ってきた戦争は(敗戦国のものを除いて)すべて「不戦」の枠内での「自衛戦争」なのである。」と述べています。問題は、自民党が変えたがっている2項なんだなあ、と考えさせられました。

■ちよつと長い編集後記となりました。執筆者が体調を崩したりで、原稿の集まりが大幅に遅れてしまい、第一回の連続談義の記録一本がにゅーすの内容となつてしまいました。また高橋哲哉さんの講演録は次号に掲載します。(E)